

令和3年度介護給付費算定の届出等に係る留意事項について

指導監査課

(1) 届出様式、届出項目について

- 令和3年4月1日以降の加算の届出については、新しい届出様式により届出を行ってください。

※旧様式による届出の場合、作成し直していただく場合があります。

- 既存の届出項目について、以下のとおりの取扱いとなりますので御注意ください。

①要件が同じため、新しい加算区分とみなされるもの

→基本的に新たな加算の届出は不要です。

②算定要件が変更になるもの

→新たな加算の届出が必要です。新たな届出がない場合は「なし」とみなされます。

③届出項目が廃止になるもの

→新たに別の加算の届出が必要です。

※詳細については、「介護給付費算定の届出等に係る留意事項について【事業所向け留意事項】」及び「既存のサービス事業所の届出留意事項（別紙）」を御確認ください。

(2) 届出留意事項について（抜粋）

- サービス提供体制強化加算

サービス種類	旧	新
訪問入浴介護（介護予防含む）	加算Ⅰイ $\xrightarrow{\text{みなし}}$ 加算Ⅰロ $\longrightarrow \times$	加算Ⅰ 加算Ⅱ 加算Ⅲ
通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	加算Ⅰイ $\xrightarrow{\text{みなし}}$ 加算Ⅰロ $\longrightarrow \times$ 加算Ⅱ $\longrightarrow \times$	加算Ⅰ 加算Ⅱ 加算Ⅲ
短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	加算Ⅰイ $\xrightarrow{\text{みなし}}$ 加算Ⅰロ $\longrightarrow \times$ 加算Ⅱ $\longrightarrow \times$ 加算Ⅲ $\longrightarrow \times$	加算Ⅰ 加算Ⅱ 加算Ⅲ

※加算Ⅰイ以外は新たな加算の届出が必要です。

・個別機能訓練加算

サービス種類	旧（個別機能訓練体制）	新（個別機能訓練加算）
通所介護	加算Ⅰ → 廃止	加算Ⅰイ
地域密着型通所介護	加算Ⅱ → 廃止	加算Ⅱロ

※全て新たな加算の届出が必要です。

・入浴介助加算

サービス種類	旧（入浴介助体制加算）	新（入浴介助加算）
通所介護	あり →	加算Ⅰ
地域密着型通所介護	みなし	加算Ⅱ
認知症対応型通所介護		

※加算Ⅱを算定する場合は新たな加算の届出が必要です。

・特定事業所加算（居宅介護支援）

居宅介護支援の特定事業所加算Ⅰ，加算Ⅱ，加算Ⅲについては，算定要件が変更になりますが，新しい算定要件を確認した上で，算定要件を満たさない場合に加算の届出を行ってください。

【追加された算定要件】

必要に応じて，多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス（介護給付等対象サービス（介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）以外の保健医療サービスまたは福祉サービス，当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう。）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

介護給付費算定の届出等に係る留意事項について

【事業所向け留意事項】

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表について

今回の報酬改定に伴う新たな加算等の追加や廃止について、介護サービス事業所は「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を都道府県等に提出する必要がある。届出が正しく行われず、または期日から遅れてしまう場合、事業所台帳に不備が生じたまま都道府県から国保連合会に提出されることや、提出が審査に間に合わないことから、事業所台帳不整備の結果、不当な請求の返戻等につながる恐れがある。このことから、介護サービス事業所は都道府県等が定める期限までに確実に届出を提出するよう留意されたい。

1. 届出様式、届出項目に関する留意点

新たに追加された届出様式、届出項目等について報酬の算定上必要となる届出を行うこと。

なお、新たに追加された届出項目等の他に、既存の届出項目について算定要件が変更されたものについては、改めて届出を行うこと。（詳細は別紙のとおり）

2. 提出の期限

4月の報酬算定に係る届出は、提出期限までに確実に都道府県等に提出すること。特に新規指定事業所においては、準備期間を考慮して早期に対応されたい。

令和3年9月30日までの上乗せ分について

「-資料1_介護報酬の算定構造のイメージ」の各サービス種類における算定構造の下部に記載されているとおり、令和3年9月30日までの間は、各サービス種類の所定単位数の千分の一に相当する単位数の算定が必須である。当該上乗せ分の請求を行わない場合、国保連合会の審査において返戻となる。

当該上乗せ分の請求方法については、「-資料3_介護給付費明細書及び給付管理票記載例」の記載方法を参考にし、介護給付費明細書等を作成すること。

「移行計画未提出減算」の取扱いについて

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」に記載されているとおり、令和3年9月30日までの間は、「移行計画の提出状況」が「1：なし」であっても減算とならない。

「安全管理体制未実施減算」の取扱いについて

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」の「付則」に記載されているとおり、令和3年9月30日までの間は、「安全管理体制」が「1：減算型」であっても減算とならない。

「栄養管理の基準を満たさない場合の減算」の取扱いについて

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」の「付則」に記載されているとおり、令和6年3月31日までの間は、「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」が「1：なし」であっても減算とならない。

(別紙)

「既存のサービス事業所の届出留意事項」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	共通	「その他該当する体制等」欄の 「LIFE への登録」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
2	11：訪問介護	「その他該当する体制等」欄の 「特定事業所加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
3	11：訪問介護	「その他該当する体制等」欄の 「特定事業所加算」 を 「特定事業所加算（以外）」 に名称変更	取り扱いに変更なし。
4	11：訪問介護 12：訪問入浴介護 62：介護予防訪問入浴介護 71：夜間対応型訪問介護 76：定期巡回・随時対応型訪問介護看護	「その他該当する体制等」欄の 「認知症専門ケア加算」 「1：なし」 「2：加算」 「3：加算」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
5	12：訪問入浴介護 62：介護予防訪問入浴介護	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」 「1：なし」 「3：加算イ」	「4：加算」 「5：加算」 に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「3：加算イ」で、新たな届出がない場合は

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
		<p>「 2 : 加算 口」 を 「 1 : なし」 「 4 : 加算 」 「 3 : 加算 」 「 5 : 加算 」 に変更</p>	<p>「 3 : 加算 」とみなす。 (注)基本的に届出を行うよう 指導する点に留意が必要。 既存届出内容が「 2 : 加算 口」 で、新たな届出がない場合は 「 1 : なし」とみなす。 (注2) 基本的に届出を行うよう 指導する点に留意が必要。</p>
6	13 : 訪問看護	<p>「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」 「 1 : なし」 「 2 : イ及びロの場合」 「 3 : ハの場合」 を 「 1 : なし」 「 4 : 加算 (イ及びロの場合)」 「 2 : 加算 (イ及びロの場合)」 「 5 : 加算 (ハの場合)」 「 3 : 加算 (ハの場合)」 に変更</p>	<p>「 4 : 加算 (イ及びロの場合)」又は「 5 : 加算 (ハの場合)」に該当する場合は、新たな 加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「 2 : イ及びロ の場合」、「 3 : ハの場合」で、 新たな届出がない場合は「 2 : 加算 (イ及びロの場合)」、 「 3 : 加算 (ハの場合)」とみ なす。 (注)基本的に届出を行うよう 指導する点に留意が必要。</p>
7	14 : 訪問リハビリテーション 16 : 通所リハビリテーション	<p>「その他該当する体制等」欄の 「社会参加支援加算」 を 「移行支援加算」 に名称変更</p>	<p>取り扱いに変更なし。</p>
8	14 : 訪問リハビリテーション	<p>「その他該当する体制等」欄の 「短期集中リハビリテーション実施加算」 を廃止</p>	<p>なし。</p>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
9	14：訪問リハビリテーション 63：介護予防訪問看護 64：介護予防訪問リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「3：加算」 「4：加算」 に変更	「3：加算」又は「4：加算」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。 (注2)基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。
10	14：訪問リハビリテーション 16：通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「リハビリテーションマネジメント加算」 「1：なし」 「2：加算」 「3：加算」 「4：加算」 「5：加算」 を 「1：なし」 「3：加算Aイ」 「6：加算Aロ」 「4：加算Bイ」 「7：加算Bロ」 に変更	「6：加算Aロ」、「7：加算Bロ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「3：加算」、「4：加算」で、新たな届出がない場合は「3：加算Aイ」、「4：加算Bイ」とみなす。 (注)基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。 既存届出内容が「2：加算」、「5：加算」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。 (注2)基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。
11	15：通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」 「1：なし」 「5：加算イ」 「2：加算ロ」 「3：加算」 を 「1：なし」	「6：加算」、「7：加算」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「5：加算イ」で、新たな届出がない場合は「5：加算」とみなす。 (注)基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。 既存届出内容が「2：加算

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
		<p>「 6 : 加算 」 「 5 : 加算 」 「 7 : 加算 」</p> <p>に変更</p>	<p>口、 「 3 : 加算 」 で、新たな届出がない場合は「 1 : なし」とみなす。</p> <p>(注2) 基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。</p>
1 2	<p>1 5 : 通所介護 7 8 : 地域密着型通所介護</p>	<p>「その他該当する体制等」欄の 「個別機能訓練加算」</p> <p>「 1 : なし」 「 2 : 加算 イ」 「 3 : 加算 口」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「 1 : なし」とみなす。</p>
1 3	<p>1 5 : 通所介護 7 8 : 地域密着型通所介護</p>	<p>「その他該当する体制等」欄の 「ADL 維持等加算」</p> <p>を 「ADL 維持等加算 」</p> <p>に名称変更</p>	<p>既存届出内容が「 2 : あり」で、新たな届出がない場合は「 2 : あり」とみなす。</p> <p>(注) 基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。</p>
1 4	<p>1 5 : 通所介護 7 8 : 地域密着型通所介護</p>	<p>「その他該当する体制等」欄の 「個別機能訓練体制 」</p> <p>を廃止</p>	<p>なし。</p>
1 5	<p>1 5 : 通所介護 7 8 : 地域密着型通所介護</p>	<p>「その他該当する体制等」欄の 「個別機能訓練体制 」</p> <p>を廃止</p>	<p>なし。</p>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
16	15：通所介護 16：通所リハビリテーション 72：認知症対応型通所介護 74：介護予防認知症対応型通所介護 78：地域密着型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「入浴介助体制加算」 を 「入浴介助加算」 に名称変更	取扱いに変更なし。
17	15：通所介護 16：通所リハビリテーション 72：認知症対応型通所介護 74：介護予防認知症対応型通所介護 78：地域密着型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「入浴介助加算」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「2：加算」 「3：加算」 に変更	「3：加算」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算」とみなす。 (注)基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。
18	15：通所介護 16：通所リハビリテーション 72：認知症対応型通所介護 74：介護予防認知症対応型通所介護 78：地域密着型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
19	15：通所介護 16：通所リハビリテーション 32：認知症対応型共同生活介護 33：特定施設入居者生活介護 35：介護予防特定施設入居者生活介護 36：地域密着型特定施設入居者生活介護 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス	「その他該当する体制等」欄の 「科学的介護推進体制加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 55：介護医療院サービス 66：介護予防通所リハビリテーション 72：認知症対応型通所介護 73：小規模多機能型居宅介護 74：介護予防認知症対応型通所介護 75：介護予防小規模多機能型居宅介護 77：複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) 78：地域密着型通所介護		
20	15：通所介護 21：短期入所生活介護 24：介護予防短期入所生活介護 33：特定施設入居者生活介護 35：介護予防特定施設入居者生活介護 36：地域密着型特定施設入居者生活介護 51：介護福祉施設サービス 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 72：認知症対応型通所介護 74：介護予防認知症対応型通所介護 78：地域密着型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「生活機能向上連携加算」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「3：加算」 「2：加算」 に変更	「3：加算」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算」とみなす。 (注)基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。
21	15：通所介護 16：通所リハビリテーション 66：介護予防通所リハビリテーション 72：認知症対応型通所介護 74：介護予防認知症対応型通所介護 78：地域密着型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「口腔機能向上体制加算」 を 「口腔機能向上加算」 に名称変更	取り扱いに変更なし。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
2 2	1 6 : 通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「短期集中個別リハビリテーション実施加算」 を廃止	なし。
2 3	1 6 : 通所リハビリテーション 6 6 : 介護予防通所リハビリテーション 7 2 : 認知症対応型通所介護 7 4 : 介護予防認知症対応型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」 「1 : なし」 「4 : 加算 イ」 「2 : 加算 ロ」 「3 : 加算 」 を 「1 : なし」 「5 : 加算 」 「4 : 加算 」 「6 : 加算 」 に変更	「5 : 加算 」、「6 : 加算 」 に該当する場合は、新たな加算 の届出が必要となる。 既存届出内容が「4 : 加算 イ」 で、新たな届出がない場合は 「4 : 加算 」とみなす。 (注)基本的に届出を行うよう 指導する点に留意が必要。 既存届出内容が「2 : 加算 ロ」、「3 : 加算 」で、新たな 届出がない場合は「1 : なし」 とみなす。 (注2)基本的に届出を行うよう 指導する点に留意が必要。
2 4	2 1 : 短期入所生活介護 2 4 : 介護予防短期入所生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算 (単独型、併設型)」 を 「サービス提供体制強化加算 (単独型)」 に名称変更	取り扱いに変更なし。
2 5	2 1 : 短期入所生活介護 2 4 : 介護予防短期入所生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算 (単独型)」 「1 : なし」 「5 : 加算 イ」 「2 : 加算 ロ」 「3 : 加算 」	「6 : 加算 」、「7 : 加算 」 に該当する場合は、新たな加算 の届出が必要となる。 既存届出内容が「5 : 加算 イ」 で、新たな届出がない場合は 「5 : 加算 」とみなす。 (注)基本的に届出を行うよう 指導する点に留意が必要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
		「４：加算」 を 「１：なし」 「６：加算」 「５：加算」 「７：加算」 に変更	既存届出内容が「２：加算 □」、「３：加算」、「４：加算 」で、新たな届出がない場合は「１：なし」とみなす。
26	21：短期入所生活介護 24：介護予防短期入所生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算 (空床型)」 を 「サービス提供体制強化加算 (併設型、空床型)」 に名称変更	取り扱いに変更なし。 (注)併設型の場合は、新たな 加算の届出が必要となる。
27	21：短期入所生活介護 24：介護予防短期入所生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算 (併設型、空床型)」 「１：なし」 「５：加算 イ」 「２：加算 □」 「３：加算」 「４：加算」 を 「１：なし」 「６：加算」 「５：加算」 「７：加算」 に変更	「６：加算」、「７：加算」 に該当する場合は、新たな加算 の届出が必要となる。 既存届出内容が「５：加算 イ」 で、新たな届出がない場合は 「５：加算」とみなす。 (注)基本的に届出を行うよう 指導する点に留意が必要。 既存届出内容が「２：加算 □」、「３：加算」、「４：加算 」で、新たな届出がない場合は 「１：なし」とみなす。 (注2)基本的に届出を行うよう 指導する点に留意が必要。
28	21：短期入所生活介護 22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護 2A：短期入所療養介護 24：介護予防短期入所生活介護 25：介護予防短期入所療養介護	「その他該当する体制等」欄の 「併設本体施設における介護職員 等特定処遇改善加算の届出状 況」 「１：なし」	新たな届出がない場合は「１： なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	26：介護予防短期入所療養介護 2B：介護予防短期入所療養介護	「2：あり」 を新設	
29	21：短期入所生活介護 51：介護福祉施設サービス 54：地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「介護ロボットの導入」 を 「テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係)」 に名称変更	取り扱いに変更なし。
30	22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護 2A：短期入所療養介護 51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 53：介護療養施設サービス 54：地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 55：介護医療院サービス 25：介護予防短期入所療養介護 26：介護予防短期入所療養介護 2B：介護予防短期入所療養介護 32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護(短期 利用型) 68：小規模多機能型居宅介護(短期 利用型) 73：小規模多機能型居宅介護 76：定期巡回・随時対応型訪問介 護看護 75：介護予防小規模多機能型居宅 介護 77：複合型サービス(看護小規模 多機能型居宅介護) 79：複合型サービス(看護小規模	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」 「1：なし」 「5：加算 イ」 「2：加算 ロ」 「3：加算 」 「4：加算 」 を 「1：なし」 「6：加算 」 「5：加算 」 「7：加算 」 に変更	「6：加算 ッ」「7：加算 」 に該当する場合は、新たな加算 の届出が必要となる。 既存届出内容が「5：加算 イ」 で、新たな届出がない場合は 「5：加算 」とみなす。 (注)基本的に届出を行うよう 指導する点に留意が必要。 既存届出内容が「2：加算 ロ」「3：加算 ッ」「4：加算 」で、新たな届出がない場合 は「1：なし」とみなす。 (注2)基本的に届出を行うよ う指導する点に留意が必要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
	多機能型居宅介護・短期利用型) 69:介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用型) 37:介護予防認知症対応型共同生活介護 39:介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)		
31	27:特定施設入居者生活介護(短期利用型) 28:地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型) 33:特定施設入居者生活介護 35:介護予防特定施設入居者生活介護 36:地域密着型特定施設入居者生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」 「1:なし」 「2:加算 イ」 「3:加算 ロ」 「4:加算 」 「5:加算 」 を 「1:なし」 「6:加算 」 「2:加算 」 「7:加算 」 に変更	「6:加算 ッ」「7:加算 」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2:加算 イ」で、新たな届出がない場合は「2:加算 」とみなす。 (注)基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。 既存届出内容が「3:加算 ロ」「4:加算 ッ」「5:加算 」で、新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。 (注2)基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。
32	32:認知症対応型共同生活介護 38:認知症対応型共同生活介護(短期利用型)	「その他該当する体制等」欄の 「医療連携体制」 を 「医療連携体制加算」 に名称変更	取り扱いに変更なし。
33	32:認知症対応型共同生活介護、 37:介護予防認知症対応型共同生活介護 38:認知症対応型共同生活介護(短期利用型) 39:介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)	「その他該当する体制等」欄の 「3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合」 「1:なし」 「2:あり」 を新設	新たな届出がない場合は「2:あり」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
3 4	3 2 : 認知症対応型共同生活介護 3 8 : 認知症対応型共同生活介護 (短期利用型) 3 7 : 介護予防認知症対応型共同生活介護 3 9 : 介護予防認知症対応型共同生活介護 (短期利用型)	「施設等の区分」欄に 「3 : サテライト型 型」 「4 : サテライト型 型」 を新設	「3 : サテライト型 型」、「4 : サテライト型 型」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。
3 5	3 3 : 特定施設入居者生活介護 3 6 : 地域密着型特定施設入居者生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「テクノロジーの導入 (入居継続支援加算関係)」 「1 : なし」 「2 : あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。
3 6	3 3 : 特定施設入居者生活介護 3 6 : 地域密着型特定施設入居者生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「入居継続支援加算」 「1 : なし」 「2 : あり」 を 「1 : なし」 「2 : 加算」 「3 : 加算」 に変更	「3 : 加算」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2 : あり」で、新たな届出がない場合は「2 : 加算」とみなす。 (注)基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。
3 7	3 3 : 特定施設入居者生活介護 3 5 : 介護予防特定施設入居者生活介護 3 6 : 地域密着型特定施設入居者生活介護 5 1 : 介護福祉施設サービス 5 4 : 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 7 2 : 認知症対応型通所介護 7 4 : 介護予防認知症対応型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「個別機能訓練体制」 を 「個別機能訓練加算」 に名称変更	取り扱いに変更なし。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
38	33：特定施設入居者生活介護 36：地域密着型特定施設入居者生活介護 51：介護福祉施設サービス 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 72：認知症対応型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「ADL維持等加算〔申出〕の有無」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
39	43：居宅介護支援	「その他該当する体制等」欄の 「特定事業所加算」 を 「特定事業所医療介護連携加算」 に名称変更	取り扱いに変更なし。
40	43：居宅介護支援	「その他該当する体制等」欄の 「特定事業所加算」 「5：加算A」 を追加	「5：加算A」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 (注)「2：加算」、「3：加算」 、「4：加算」については、要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。
41	43：居宅介護支援	「その他該当する体制等」欄の 「情報通信機器等の活用等の体制」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
42	51：介護福祉施設サービス	「施設等の区分」欄の 「4：ユニット型経過的小規模介護福祉施設」 を 「4：経過的ユニット型小規模介護福祉施設」 に名称変更	既存届出内容が「4：ユニット型経過的小規模介護福祉施設」で、新たな届出がない場合は「4：経過的ユニット型小規模介護福祉施設」とみなす。 (注)基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
4 3	5 1 : 介護福祉施設サービス 5 2 : 介護保健施設サービス 5 4 : 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 5 5 : 介護医療院サービス	「その他該当する体制等」欄の 「栄養マネジメント強化体制」 「1 : なし」 「2 : あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。
4 4	5 1 : 介護福祉施設サービス 5 2 : 介護保健施設サービス 5 4 : 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 5 5 : 介護医療院サービス	「その他該当する体制等」欄の 「自立支援促進加算」 「1 : なし」 「2 : あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。
4 5	5 1 : 介護福祉施設サービス 5 2 : 介護保健施設サービス 5 3 : 介護療養施設サービス 5 4 : 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 5 5 : 介護医療院サービス	「その他該当する体制等」欄の 「安全管理体制」 「1 : 減算型」 「2 : 基準型」 を新設	新たな届出がない場合は「2 : 基準型」とみなす。
4 6	5 1 : 介護福祉施設サービス 5 2 : 介護保健施設サービス 5 3 : 介護療養施設サービス 5 4 : 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 5 5 : 介護医療院サービス	「その他該当する体制等」欄の 「安全対策体制」 「1 : なし」 「2 : あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。
4 7	5 1 : 介護福祉施設サービス 5 2 : 介護保健施設サービス 5 3 : 介護療養施設サービス 5 4 : 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 5 5 : 介護医療院サービス	「その他該当する体制等」欄の 「栄養ケア・マネジメントの 実施の有無」 「1 : なし」 「2 : あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
48	51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 53：介護療養施設サービス 54：地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 55：介護医療院サービス	「その他該当する体制等」欄の 「栄養マネジメント体制」 を廃止	なし。
49	51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 53：介護療養施設サービス 54：地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 55：介護医療院サービス 77：複合型サービス（看護小規模 多機能型居宅介護）	「その他該当する体制等」欄の 「排せつ支援加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1： なし」とみなす。
50	51：介護福祉施設サービス 54：地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「テクノロジーの導入 （日常生活支援加算関係）」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1： なし」とみなす。
51	52：介護保健施設サービス	「その他該当する体制等」欄の 「リハビリ計画書情報加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1： なし」とみなす。
52	53：介護療養施設サービス	「その他該当する体制等」欄の 「移行計画の提出状況」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1： なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
53	55：介護医療院サービス	「その他該当する体制等」欄の 「移行定着支援加算」 を廃止	なし。
54	64：介護予防訪問リハビリテーション 66：介護予防通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「リハビリテーションマネジメント加算」 を廃止	なし。
55	68：小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 71：夜間対応型訪問介護 73：小規模多機能型居宅介護 75：介護予防小規模多機能型居宅介護 77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 79：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）	「その他該当する体制等」欄の 「中山間地域等における小規模事業所 加算（地域に関する状況）」 「1：非該当」 「2：該当」 を新設	新たな届出がない場合は「1：非該当」とみなす。
56	71：夜間対応型訪問介護 73：小規模多機能型居宅介護 75：介護予防小規模多機能型居宅介護 77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	「その他該当する体制等」欄の 「特別地域加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
57	71：夜間対応型訪問介護	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」 「1：なし」 「4：加算 イ」 「2：加算 ロ」 「5：加算 イ」 「3：加算 ロ」 を	「6：加算（イの場合）」、「7：加算（イの場合）」、「8：加算（ロの場合）」、「9：加算（ロの場合）」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。既存届出内容が「4：加算 イ」、「5：加算 イ」で、新たな届出がない場合は「4：加算（イの場合）」、「5：加算（ロ

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
		「 1 : なし」 「 6 : 加算 (イの場合)」 「 4 : 加算 (イの場合)」 「 7 : 加算 (イの場合)」 「 8 : 加算 (ロの場合)」 「 5 : 加算 (ロの場合)」 「 9 : 加算 (ロの場合)」 に変更	の場合)」とみなす。 (注)基本的に届出を行うよう 指導する点に留意が必要。 既存届出内容が「 2 : 加算 ロ」,「 3 : 加算 ロ」で、新た な届出がない場合は「 1 : なし」 とみなす。 (注2)基本的に届出を行うよ う指導する点に留意が必要。
5 8	7 7 : 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	「その他該当する体制等」欄の 「栄養改善体制」 「 1 : なし」 「 2 : あり」 を新設	新たな届出がない場合は「 1 : なし」とみなす。
5 9	7 7 : 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	「その他該当する体制等」欄の 「褥瘡マネジメント加算」 「 1 : なし」 「 2 : あり」 を新設	新たな届出がない場合は「 1 : なし」とみなす。
6 0	7 7 : 複合型サービス(看護小規模 多機能型居宅介護)	「その他該当する体制等」欄の 「口腔機能向上加算」 「 1 : なし」 「 2 : あり」 を新設	新たな届出がない場合は「 1 : なし」とみなす。
6 1	7 8 : 地域密着型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「個別送迎体制強化加算」 を廃止	なし。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
6 2	7 8 : 地域密着型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「入浴介助体制強化加算」 を廃止	なし。
6 3	7 8 : 地域密着型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」 「 1 : なし」 「 5 : 加算 イ」 「 2 : 加算 ロ」 「 3 : 加算 」 「 4 : 加算 」 を 「 1 : なし」 「 6 : 加算 (イの場合)」 「 5 : 加算 (イの場合)」 「 7 : 加算 (イの場合)」 「 8 : 加算 イ(ロの場合)」 「 4 : 加算 ロ(ロの場合)」 に変更	「 6 : 加算 (イの場合)」、「 7 : 加算 (イの場合)」、「 8 : 加算 イ(ロの場合)」に該当する場 合は、新たな加算の届出が必要 となる。 既存届出内容が「 5 : 加算 イ」、「 4 : 加算 」で、新たな 届出がない場合は「 5 : 加算 (イの場合)」、「 4 : 加算 ロ (ロの場合)」とみなす。 (注)基本的に届出を行うよう 指導する点に留意が必要。 既存届出内容が「 2 : 加算 ロ」、「 3 : 加算 」で、新たな 届出がない場合は「 1 : なし」 とみなす。 (注2)基本的に届出を行うよ う指導する点に留意が必要。